

各団体へのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る、管理運営協議会、公園緑地愛護会及び街路樹等愛護会の活動について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和3年1月7日に緊急事態宣言が再度発令され、本市においても緊急事態宣言下における本市行政運営方針が示されました。管理運営協議会、公園緑地愛護会及び街路樹等愛護会の活動につきましては、引き続き感染予防対策を徹底し、次のとおり対応していただくようお願いいたします。

1 期間

緊急事態宣言が解除されるまでの期間

2 活動内容について

- 屋外での愛護活動を実施する際には、人と人との距離を十分に確保し、マスクの着用や手洗い等の感染予防対策を徹底していただきながら、無理せず実施してください。
- 不要不急の会議や打合わせ等については、中止または延期とするようお願いいたします。
- 管理運営協議会による利用調整業務において、町内会等が主催する行事やゲートボール等の広場利用（個人利用は除く）につきましては、高齢者や基礎疾患のある方などの参加も見込まれることから、感染防止策が十分に図られるものを除き、実施手法の変更や延期・中止も含め、適切に対応するようお願いいたします。

期間などについては、今後の動向により変更する場合がございます。内容については、随時、川崎市建設緑政局緑政部みどりの協働推進課のホームページにてお知らせいたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

川崎市 建設緑政局緑政部みどりの協働推進課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワー・リパーク17階

電話：044-200-2365

ファックス：044-200-3973

メールアドレス：53mikyo@city.kawasaki.jp